

## 平成31年横瀬町農業委員会第1回総会議事録

1. 開催日時 平成31年1月28日(月) 午前10時15分から10時36分

2. 開催場所 横瀬町役場

3. 出席委員(13人)

会長	3番	富田祐次
会長職務代理者	9番	岸岡広雄
農業委員	1番	浅見孝子
	2番	小室寿徳
	4番	町田恒夫
	5番	町田修一
	6番	今井健司
	7番	木崎泰明
	8番	加藤典男
	10番	富田哲夫
農地利用最適化推進委員	第1	平沼敏明
	第2	小河俊夫
	第3	村越 聡

4. 欠席委員(なし)

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請に関する件

第4 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	赤岩利行
書記	町田勝一
	逸見雅彦

## 7. 会議の概要

議 長 皆さん、こんにちは。本日は、委員全員の方へ出席をいただいております。会議規則第6条の規定による定足数に達しておりますので、ただいまから平成31年第1回農業委員会を開会いたします。

日程第1、議事録署名委員の指名についてを議題といたします。会議規則第14条第2項に規定する議事録署名委員でございますが、慣例により議長によりご指名を申し上げたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

議 長 異議なしと認めます。

よって、議長よりご指名申し上げます。

10番、富田哲夫委員、1番、浅見孝子委員のご兩名をお願いいたします。

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本日の議事は、議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請に関する件、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件でございます。

会期は本日1日間にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

議 長 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間で決定いたしました。

続きまして、日程第3、議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請に関する件を議題といたします。

議案第1号について、事務局の説明を求めます。

事務局。

事 務 局 議案第1号についてご説明いたします。

議案第1号の農地の地番は、議案書の地番にあります3筆です。台帳地目は全て畑、現況地目は全て宅地で、計画面積は372平方メートルです。

申請者は、議案書にございますとおり、横瀬町在住の方です。申請理由は住宅敷地の拡張であります。

資料を1枚おめくりいただきまして、案内図1で、場所についてご説明いたします。申請地の場所は、この地図の中ほどの、赤色で示した場所になります。具体的な場所ですが、中郷6区にあります札所九番から、南西方向に約210メートルのところ申請地になります。本件におきましては、隣接地に集合住宅の建設を計画し、改めて土地を精査したところ、本件の

申請地が農地であり、無許可転用であったことが判明したとのことです。今後も、申請地を住宅敷地として使用したいため、始末書を付して農地転用申請に至ったとのことでありました。

なお、農地区分につきましては、申請地が第1種居住区域にあることから、第3種農地と判断されます。

以上で、事務局からの説明を終わります。

議長 事務局の説明を終了いたします。  
続きまして、担当委員の説明に移ります。  
担当委員の小河推進委員、お願いします。  
小河委員。

小河推進委員 農地利用最適化推進委員の小河です。

上程されました議案第1号、番号1について、担当推進委員として所見を申し上げます。

去る1月26日、補助農業委員の今井委員と同行し、申請人立ち会い、現地及び申請図書の確認をいたしました。

申請内容は、ただいま言われた事務局の説明どおりでございます。申請地〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇は、最後の1、2ページの写真にもありますが、農地に宅地への進入路、カーポート、物置等を建て、住宅用地として利用されておりました。そのことについてわびの始末書を提出し、改めて宅地として追認の申請です。

本議案は、12月の委員会で議案第15号で許可された隣接農地です。転用することによって生じる影響は少ないと考えられますので、委員の皆様のご審議のほどよろしく申し上げます。

以上です。

議長 続きまして、補助委員の説明に移ります。  
補助委員の6番、今井委員、お願いします。6番。

今井委員 補助委員の今井です。

今回の申請は、先月申請のありました集合住宅に隣接する土地のもので、ある指摘を受けたことから今回出されたということです。

申請者は、当時は茨城県のほうに仕事の関係で住んでおりました、このことに関しては全く知らなかったということでもあります。年数も経過しております、当時の詳しい状況等はちょっとわかりませんが、審議のほどよろしくお願いたします。

以上です。

議長 以上で、担当委員及び補助委員の所見を終了いたします。  
続きまして、質疑に移ります。  
質疑ございませんか。よろしいですか。

〔「なし」〕

議長 ないようでございますので、以上で質疑を終了いたします。  
お諮りいたします。上程中の議案第1号につきましては、許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

〔挙手全員〕

議長 ありがとうございます。全員賛成でございます。

よって、議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請に関する件につきましても、許可相当の意見を付して県知事宛てに進達することに決定いたしました。ありがとうございました。

続きまして、日程第4、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件を議題といたします。

議案第2号について、事務局の説明を求めます。

事務局。

事務局 議案第2号についてご説明いたします。

議案第2号の農地の地番は、議案書の地番の欄にございます1筆です。台帳地目は田、現況地目は休耕地で、面積は487平方メートルです。譲受人は、議案書にございますとおり地方公共団体で、譲渡人は、議案書にございます東京都内の企業でございます。申請理由は代替地で、権利の種類は所有権の移転となっております。

資料を1枚おめくりいただきまして、案内図2で場所についてご説明いたします。申請地の場所は、この地図の下の中央のほうにあります、赤色で示した場所になります。具体的な場所でございますが、宇根地区にあります鉄道の車両基地から南に約200メートルのところが今回の申請地になります。この農地について、所有権の移転をして、代替地に転用をしたいという申請でございます。

農地区分は、周辺に住宅が散在している区域であることから、第2種農地と判断されます。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 事務局の説明を終了いたします。

続きまして、担当委員の説明に移ります。

担当委員の小河推進委員、お願いします。

小河委員。

小河推進委員 農地利用最適化推進委員の小河です。上程されました議案第2号、番号1について、担当推進委員として所見を申し上げます。

去る1月25日、補助農業委員の小室委員と同行し、申請人横瀬町に立ち会いを求め、現地及び申請図書の確認をいたしました。申請内容は事務局の説明のとおりでございます。

現地〇〇〇〇〇〇は、登記上田ですが、利用状況は耕作放棄状態でした。田としては復元は無理があるかなと思いました。転用することによって生じる隣接農地の影響は少ないと思います。反対に転用、開発を望みたいと思いました。委員皆様のご審議のほどをよろしくお願いします。

以上です。

議長 続きまして、補助委員の説明に移ります。

補助委員の2番、小室委員、お願いします。2番。

小室委員 補助委員の小室です。

先日、小河推進委員さんと現地のほうを見に行きましたけれども、あそこもちょっと白地だったため、まさか農地だとはちょっと思わず見落とししてしまい、申しわけありませんでした。

周辺の農地もほとんど放棄地になっていて、農地への影響もございませんし、木ノ間に抜ける道をつくるということで、木ノ間のほうもよくなると思いますので、どうぞご審議のほどよろしくお願いします。

以上です。

議長 以上で担当委員並びに補助委員の所見を終了いたします。

続きまして、質疑に移ります。

9番。

岸岡委員 9番、岸岡ですが、二、三質問をさせていただきます。

資料等いろいろ見ましたところ、まずはっきりさせていただきたいのが、代替地として使うこの場所は今後農地とするのですか。それとも宅地なのですか、そこをまずお聞きしてから次の質問に行きたいと思いますが、お願いします。

議長 事務局。

事務局 ただいまの9番委員さんのご質問にお答えします。

代替地の今後の地目、利用方法でございますが、こちらは宅地というふうに伺っております。よろしく申し上げます。

議 長

9 番。

岸岡委員

今回提出された資料について宅地を表現する文面は出ておりますか。どこのところで理解したらよろしいですか。

議 長

暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時29分

再 開 午前10時30分

議 長

再開いたします。

事務局。

事務局

ただいまのご質問に答弁いたします。

代替地のことについてでございますが、代替地と申しますと、町の考えとしては、農地の代替地かもしくは家の代替地といった2種類になるかと思いますが、ここにつきましても建設課に話を伺ったところ、道路にかかる部分の宅地の代替地ということでございました。書類の中におきましても、確かにそういった部分はございませんが、ご理解いただけたらと思いますので、済みませんが、よろしく申し上げます。

議 長

9 番。

岸岡委員

説明はいただきましたので、わかりました。

実は、私はこの資料を見たときに農地ということでストーリーを考えて質問等もお聞きしたかったのですが、宅地ではいざ仕方なしということになるとと思いますが、地形的にはあそこに1軒家が建つというのは、工業地、鉄道の近く等で、独立した土地なので、余りふさわしくないのではないかと思います。これについては関係ございませんので、まず宅地で理解しました。

続きまして、関連しているので質問をさせていただきます。まず、農地をいろいろ動かしていくときに、企業が持つ農地、恐らく相当数あるのではないかと思います。この土地以外にも農地と言いながら放棄地状態で、企業が持っているところの見えないその実態というのが非常に多いかと思われ。そこで、農政の観点から、農地でありながら企業が持つ放棄地をどのようにこれから管理、コントロールしていくかというのを1つのテーマとして、ここで農業委員会のほうに提案させていただきたいと思いません。それをしないと、実力ある農地というのが見えないと、町全体の農地

の実態が見えないという点があるのではないかと思いますので、ぜひその辺を今後メスを入れていくという活動を提案したいと思います。いかがでしょうか。議長、見解を。

議長　ここで暫時休憩いたします。  
休　　憩　午前10時33分  
再　　開　午前10時34分

議長　再開いたします。  
事務局。

事務局　ただいま9番委員さんからいただきましたことですが、こちらにつきましては、まず土地をどのようなところがあるかというのを抽出しなければならぬかと思っておりますので、この辺も含めまして、税務課と協議しながら進めてまいりたいと思います。よろしくお願ひします。

議長　よろしいですか。  
〔「はい。ありがとうございます」〕

議長　どうも済みません。  
他に質疑ございませんか。  
〔「なし」〕

議長　ないようでございますので、以上で質疑を終了いたします。  
お諮りいたします。上程中の議案第2号につきましては、許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。  
〔挙手全員〕

議長　全員賛成でございます。  
よって、議案第2号　農地法第5条の規定による許可申請に関する件につきましては、許可相当の意見を付して県知事宛てに進達することに決定いたしました。  
ここで、会議録での字句の整理についてお諮りいたします。会議中の発言に際しまして、不適當あるいは不備な点がございましたら、議長において整理をさせていただきます。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

議長　異議なしと認めます。  
よって、そのように処理をさせていただきます。  
本日委員会で審議すべき議案は全て終了しました。これをもちまして閉会といたします。ありがとうございます。

(午前10時36分)